

学校いじめ防止基本方針

陸前高田市立小友小学校

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、児童にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

こうした中、本校は、学校教育目標に掲げる「思いやりがあり、礼儀正しい子ども」を育てることにより、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての児童が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【法第2条】

3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の児童、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

II いじめの未然防止のための取組

1 教職員による指導について

- (1) 学級や学校が児童の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、児童生徒が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。
- (2) 自己有用感や自尊感情を育むため、児童一人ひとりが活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
- (3) すべての教師がわかりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせる。
- (4) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力（の素地）を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (5) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、道徳、学級活動等の充実に努める。
- (6) 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。

2 児童に培う力とその取組

- (1) 自分も他人も共にかけがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 学級活動や児童会活動などの場を活用して、児童自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越えて合意形成をする言語能力の育成を図る。
- (4) 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等とおして、児童一人ひとりのセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

3 いじめの防止等の対策のための組織

本校は、いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ相談窓口・いじめ防止対策委員会」を設置する。

(1) 構成員

校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー ※状況に応じ、PTA や民生児童委員、地域有識者、外部機関との連携をする。

(2) 取組内容

ア いじめの早期発見のためのいじめの相談・通報の受付

イ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録

ウ いじめに係る情報があったときの情報の迅速な共有及び事実関係の把握といじめであるか否かの判断

エ いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導体制・指導方針の決定と保護者との連携

オ 学校いじめ防止基本方針の機能の適切さの点検と見直し

(3) 開催時期

月1回を定例（職員会議時）とする。いじめ事案の発生時は緊急開催し、事態の収束まで随時開催とする。

4 児童の主体的な取組

- (1) 児童会スローガンに基づくいじめ防止の取組
- (2) いじめ防止標語・ポスターの作成
- (3) 好ましい人間関係づくりをねらいとした児童会行事や取組（スマイルレターの取組）

5 家庭・地域との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針を、ホームページや校報等に掲載するとともに、その内容を4月のPTA総会で保護者に、学級開きの時期に各学級で児童に説明する。
- (2) いじめ防止等の取組について、校報や学級通信を通じて保護者に協力を呼びかける。
- (3) 授業参観において、保護者や地域住民に道徳や特別活動等の授業を公開する。

6 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

- (1) いじめの問題にかかわる校内研修会 年2回（4月、12月）

- (2) チェックリスト（別紙1）による自己診断 年2回（4月、12月）

※4月は生徒指導交流会時、12月は期末反省会時。

Ⅲ いじめの早期発見のための取組

1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む児童が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童が信頼関係を築くように心がける。

- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、児童の表情や行動の変化にも配慮する。(学級担任は、日記等も活用する)
- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、休み時間、放課後等においても児童の様子に目を配るよう努める。
- (4) 遊びやふざけあいのように見えるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換をしながら発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気づいたときは、教職員が、速やかに予防的介入を行う。
- (6) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、児童生徒や保護者からの情報収集を定期的に行う。

- (1) 児童生徒を対象とした学校生活に関するアンケート調査 年4回(4月、6月、9月、11月)
*6月はQ-Uを活用する。 *9月は心と体の健康観察を活用する。
- (2) 保護者を対象としたまなびフェスト取組アンケート調査 年2回(7月、11月)
- (3) 教育相談を通じた児童からの聞き取り調査・面談
年6回(4月、6月、7月、9月、11月、2月)

3 相談窓口の紹介

いじめられている児童が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ちあけることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。

いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。本校におけるいじめの相談窓口を下記のとおりとする。

○日常のいじめ相談(児童生徒及び保護者)・・・	全教職員が対応
○スクールカウンセラーの活用	・・・養護教諭・特別支援コーディネーター
○地域からのいじめ相談窓口	・・・副校長
○インターネットを通じて行われるいじめ相談	・・・学校または所轄警察署
【市設置の相談窓口】	
○市ふれあい電話	0192-54-2111(内線285)
	(平日8:30~17:15)
○ジャンプスクール相談電話	090-5598-8329
	(平日9:30~15:30)
【24時間子供SOSダイヤル(いじめ相談電話)】	019-623-7830(有料)
	0120-0-78310(無料)

IV いじめの問題に対する早期対応

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかにいじめ防止対策委員会に報告し、組織的な対応をする。**【法第23条①】**
- (2) いじめられている児童及びいじめを知らせた児童の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の児童には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「いじめ防止対策委員会」を開催し、校長以下すべての教員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。
- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であ

るかを適切に判断する。

- (4) いじめられている児童や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた児童が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。また、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (7) いじめを受けた児童の心を癒すために、また、いじめを行った児童が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら、指導を行う。
- (8) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に、児童に懲戒を加える。
- (9) いじめの解消は下記の2点の状態であるが、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、観察を継続する。
 - ①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月以上）
 - ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと（被害児童及び保護者に面談で確認）

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめの加害・被害という二者関係ではなく、所属集団の問題、観衆・傍観者の存在とも注意払い、いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、当該教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

5 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ防止対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、当該教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭の協力を得る。
- (4) 児童がインターネット上のいじめに巻き込まれないよう、情報モラルに関する指導を行う。